

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）
国際比較可能ながん登録データの精度管理および他の統計を併用した
がん対策への効果的活用の研究（20EA1026）

「がん登録データの活用：臓器がん登録データや人口動態調査票情報との併用」

研究分担者 宮代 勲

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター がん対策センター所長

研究要旨：臓器がん登録データや人口動態調査票情報との併用により、地域がん登録及び全国がん登録データの活用をはかるとともに、法に照らすと困難な活用方法や突合時の運用上の注意点を明らかにする。（1）臓器がん登録：日本胃癌学会全国胃癌登録を用いて、悉皆性のある住民ベースデータと詳細な臨床情報との連携方法の提示を試みる。（2）人口動態調査票情報：大阪府がん登録情報を用いて、がん患者のがん以外の死因（特に自殺）について検討する。

A. 研究目的

臓器がん登録データや人口動態調査票情報との併用により、地域がん登録及び全国がん登録データの活用をはかるとともに、法に照らすと困難な活用方法や突合時の運用上の注意点を明らかにする。

B. 研究方法

（1）臓器がん登録との併用

日本胃癌学会全国胃癌登録はわが国最古の臓器がん登録であり、2018年からNCDの併行登録を開始、2021年に収集する2014年例からNCDに一本化される。データの併用方法について、日本胃癌学会登録委員会及びNCDを交えて検討する。

（2）人口動態調査票情報との併用

がん罹患データと死因データに共通する項目である、性・生年月日・死亡年月日・死亡時年齢・死亡時住所（市町村コード）を用いて個人単位の照合を行い、その一致例に死因を付与する。がん診断後の生存日数を計算した後、個人の特定を防ぐために、生年月日・診断年月日・死亡年月日から日付情報を削除し、ここまでの処理を経たデータベースを「解析用データベース」とする。NANDE（Neoplasms ANd other cause of DEath）研究と称している。

C. 研究結果

（1）臓器がん登録との併用

日本胃癌学会登録委員会委員長に本研究班の意向を伝え、検討に関する賛同を得た。2021年2月8日に、研究代表者、日本胃癌学会登録委員会委員長、NCD関係者等が参加する利活用に関する検討を行い、同年3月19日の日本胃癌学会登録委員会（研究分担者は委員を務める）にてプロジェクト案を紹介した。登録委員会から日本胃癌学会に申請して承認を得る予定となっている。

（2）人口動態調査票情報との併用

統計法第33条の規定に基づき人口動態調査による調査票情報の提供を受け、大阪府がん登録の罹患データと照合、作成した解析データベースを用い、がん患者における自殺率（年次推移、部位、診断後経過年数など）等について検討する。

「都道府県がん登録の全国集計データと診療情報等との併用・突合によるがん統計整備及び活用促進の研究」（H29-がん対策一般-016）の分担研究「がん患者のがん以外の死因に関する研究」を引き継ぐ研究であるが、「提供根拠となる科研費の種類が変わる場合は、通常申請を行っていただく必要があります」と厚生労働省政策統括官

付参事官付審査解析室から2020年3月に回答があった。厚労省側の手続きが停滞して困っていたが、催促および担当官が変わったことで、2020年12月21日に承諾、2021年1月6日にデータが届き、データベースを整備して解析できる状況になった。

D. 考察

(1) 臓器がん登録との併用

現行のがん登録推進法では、全国がん登録で得られる死亡情報を学会（臓器がん登録）等へ第三者提供することが事実上できない。臓器がん登録とリンケージすることの意義等、具体的に示すことが求められている。先駆的事例の経験がある大阪府をモデルとして示すことで、将来的な全国がん登録とのリンケージに繋がると期待できる。

(2) 人口動態調査票情報との併用

がん患者のがん以外の死因、特に自殺について検討する。また、増加する多重がんについて、第2がんを診断された患者の予後と死因を単発がん患者と比較検討する。

E. 結論

初年度として、次年度以降の研究に必要な準備を進めた。

F. 健康危険情報

該当なし。

G. 研究発表

該当なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし。

がん登録全国集計と臓器がん登録データの利活用に関する検討

日時：2021年2月8日 18時～ web meeting

参加者：

平田公一（JR 札幌病院）、

松田智大（国立がん研究センター 社会と健康研究センター 国際連携研究部）、

宮代 勲（大阪国際がんセンター がん対策センター）、

高橋 新（慶応大学 医療政策・管理学教室）、

掛地吉弘、鈴木知志、裏川直樹（神戸大学 食道胃腸外科）

「全国がん登録、院内がん登録、臓器がん登録の連携の胃癌登録における活用の検討」

1. 連携による活用

NCD へも胃癌登録がされており、全国集計データを用いた統計的推計への利用、胃癌登録の悉皆性や登録状況などのデータの質の検証などが考えられる。

2. 課題

- ・ がん登録推進法において、全国がん登録から得られた死亡者情報には保有期間の制限がある。
- ・ がん登録推進法 20 条による生存確認情報等の施設提供に関して、厚労省・厚生科学審議会がん登録部会資料に「カルテに転記しない」と記載があり、国立がん研究センターが守ってもらえないとの立場をとっている。予後情報の学会（臓器がん登録）等への第三者提供は認められていない。

3. 当面の計画

- ① 臓器がん登録（胃癌登録）とリンケージすることに意義があることを示すことが必要。
- ② 各登録を連携することにより可能になることをモデルケースで示す。
- ③ 胃癌登録全体として進めるよりも、地域的でも具体的なプロジェクトで進めて活用事例を作る。
- ④ （オプトイン方式で）同意を得て前向きで新たな情報を採取することも検討しつつ、まずは（オプトアウト方式で）匿名化情報として後向きにできることを行う。
- ⑤ 今年（後向き）胃癌登録の対象は 2014 年症例であり、全国がん登録ではなく地域がん登録の時代である。地域がん登録の 2014 年例との連携を検討するのが良いだろう。
- ⑥ 大阪府のがん診療拠点病院の協議体である大阪府がん診療連携協議会の活動として、地域がん登録に DPC や院内がん登録等をリンケージしたデータベースの整備している。先駆的な取り組みであるうえ、大阪府のがん登録は規模も大きく歴史も長い。大阪

をモデルとして、臓器がん登録のリンケージについて取り組んでみるのが、今のところ現実的で、将来的な全国がん登録とのリンケージに繋がることを期待できる。

- ⑦ その後、同意を取得しながら前向きに情報を採取することも検討する（同意があればリンケージのハードルはかなり下がる）。

以上より、大阪府をモデルケースとして、計画を考えて進めていくこととする。必要に応じて、meetingを行う。

- 4. 胃癌学会には登録委員会から申請して承認を得る。